

清算事業団控訴審「裁判官忌避申立」 高裁の「却下」弾劾！

国家的不当労働行為を 闇に葬ることは許されない

動労千葉及び弁護団が、二月六日、「清算事業団控訴審」を担当する二名の裁判官の審理を拒む「裁判官忌避申立」を行なったことに対して、東京高裁民事一五部・鬼頭裁判長は、二月八日、この申立てを「却下」するという不当な決定を行なってきた。

動労千葉及び弁護団は、この不当な却下を徹底的に弾劾するとともに、直ちに最高裁に特別抗告を行ない、証人採用の実現まで断固闘いぬくものである。

今回の却下の理由として鬼頭裁判長は、「証人の採否及び弁論終結の不当性をいうにすぎない」「裁判所の訴訟手続き内における手続きの進行は、裁判所の訴訟指揮の裁量判断にまかされている」から忌避理由に該当しないというのである。

裁判所自らが
裁判制度を否定

しかし、そもそも裁判所は、動労千葉が提出している三六〇件にもよる証拠や国会議事録などの有り余る証拠が目の前に積み上げられていながら、これを一切調べようとしないこと自

体、裁判所自らが裁判制度そのものを否定したに等しい暴挙と言わなければならない。

たとえば、動労千葉が「改革法二三条」の違法性について提出したふたつの『鑑定意見書』について、JR側は内容に触れるような反論を一切できなかったのである。つまり、JR側に全く理がないことは明らかなのである。

また、全国の労働委員会や中労委での命令では、国鉄当時の不当労働行為責任がJRに及ぶことを認めており、さらに、二〇万人の国鉄労働者が職場を追われ、差別と選別の嵐が吹き荒れる中で二〇〇名の仲間たちが自殺に追い込まれたことは公知の事実であり、この一事をもつてしても本来ならば裁判所が、分割・民営化の「本質」ともいふべきこれらの事実を調べ、白日のもとに出さなければならぬはずである。

そして、この事実が白日のもとに引き出された時、「国鉄改革法」が、「法」の名による不当労働行為の制度化に他ならなかったこと、「JR採用差別」が国家的不当労働行為であったことが明らかになるのである。

「裁判官忌避申立」
で怒りの記者会見

また、この決定に先立って、動労千葉及び弁護団は、二月八日、一三時から、「裁判官忌避申立」について、日弁連会議室において怒りの記者会見を行なった。会見では、「清算事業団控訴審」での証拠を一切採用しない訴訟指揮の問題点、清算事業団闘争解体を狙った政治的な判決日指定であることなどを明らかにしてきた。

また、この記者会見では、清算事業団解雇当事者の高石君も同席し、「国会で労働処分を採用の条件にしないとしながら結局採用されなかった。この事実を裁判で言いたいのに言えない。審理を再開し、証言させるべきだ」と痛切に訴えてきた。

解雇撤回まで
断固闘いぬこう

われわれは、「裁判官忌避」

の記者会見を行なっているその一方で、政治意図をむきだしにした「棄却」を決定した東京高裁の暴挙を絶対に許すことはできない。

分割・民営化された七会社の内、JR東日本以外が「赤字」に転落すると言われ、清算事業団の累積債務も増え続ける一方で、「一〇年目の総括評価」に向け、清算事業団闘争解体を狙った「二・二四「和解」」を行いつつ、もう一方の当事者である動労千葉に対してはあくまで判決を振り降ろそうとする裁判所こそ断罪されなければならないのである。

われわれは、声を大にして訴える。
東京高裁の「裁判官忌避」棄却弾劾！東京高裁は直ちに証人調べを行なえ！
動労千葉は、全員の解雇撤回をかちとるまで全力で闘いぬくものである！



第三三三回定期委員会

日 時 一九九五年二月一五日 一三時から

場 所 千葉市民会館 三階特別会議室にて

第一波スト公労法解雇公判

日 時 一九九五年二月一六日 十一時から

場 所 東京高裁 八一七号法廷

*篠塚康則君への証人尋問の予定です